

2018年11月号  
(2018/11/26)

# 四谷大林税理士法人だより



## — 目次 —

- 消費税軽減税率導入まであと1年!
- コラム「ちょっと節税」

四谷大林税理士法人

〒160-0008  
東京都新宿区四谷三栄町  
12番3号  
四谷大林ビル  
TEL : 03-3225-6570  
FAX : 03-3225-6571

E-MAIL :  
info@yogrp.jp

いつもお世話になっております。

秋も深まり、冷え込んで参りました。  
お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 消費税軽減税率導入まであと1年!

### ◆消費税軽減税率制度の概要

2019年(平成31年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象となるのは、次の2品目です。

- ・飲食料品…飲食料品(酒類を除く)  
※外食やケータリング等を除く。
- ・新聞…週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

### ◆区分記載請求書等保存方式が始まる

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が8%と10%の複数税率になりますので、2019年10月1日から2023年9月30日までの間は税率ごとの区分経理が必要です。また、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存も要件となります。

### ◆適格請求書等保存方式(インボイス方式)

2023年10月1日以降、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス方式」が導入されます。適格請求書(インボイス)は、適格請求書発行事業者として登録を受けた事業者でなければ交付できませんので、適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日以降、登録申請書を税務署に提出しておかなければなりません。免税事業者は、課税事業者となることを選択し、登録申請書を提出すれば適格請求書発行事業者となることができます。

## ◆レジの導入はお早めに

複数税率対応レジを導入することで、区分記載請求書等の発行が簡単にできるようになりますし、今なら軽減税率対策補助金が1台当たり最高で20万円受けられます(※資本金額など一定の条件があります)。

軽減税率対策補助金は今年8月現在で約7万以上の事業者に交付されたとのこと。メーカーによっては人気商品が欠品となっていて、納品までに時間がかかるケースも見受けられるようになってきました。軽減税率対策補助金の補助事業の完了期限は2019年9月30日まで延長されていますが、補助金に限りもありますので、早目の対応をおすすめします。

\*\*\*\*\*

## ○コラム「ちょっと節税」

皆さんは、「ふるさと納税」が寄付金控除の対象となることはご存知かと思います。

一方、政治活動に関する寄付、認定NPO法人等に対する寄付金で一定の支出をした場合には、寄付金控除の対象とするか 税額から控除するかを選択できますので、ちょっと注意が必要です。確定申告期限までに全額を寄付金控除の対象とした場合、確定申告期限後に、税額控除の対象となる寄付金があることに気がついても、税額控除することができなくなります。

せっかく節税しようと思ってもできなくなりますので、ご注意ください。

ご質問等があれば、いつでもお気軽に 弊税理士法人にお問合せください。